

## 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### （1）児童虐待防止対策の充実

#### 【現状と課題】

近年、地域における人間関係が希薄になっており、保護者の孤立化が進んでいるとともに、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。

児童虐待への対応については、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、その後も制度的な充実が図られてきましたが、子どもの命が奪われるような重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあります。

保護者が子どもに対して虐待に至ってしまうケースには、頼る相手や相談相手がない中で、子育ての責任を一人で背負ってしまうことによるものが多くなっています。まずは子育てに対してストレスをためないような環境や、悩みを気軽に相談できる体制を整えた上で、保護者に対しての意識啓発や、虐待ハイリスクケースの早期発見、個別相談などによる適切な指導を進めることが必要です。

また、虐待に関しては「しつけ」と「虐待」の線引きに個人差があることから、乳児家庭全戸訪問事業や虐待防止ネットワークなどにおいて連携を図り、情報の共有と早期発見のための体制づくりをより一層強化していく必要があります。

■児童相談センターの相談別受付件数の推移

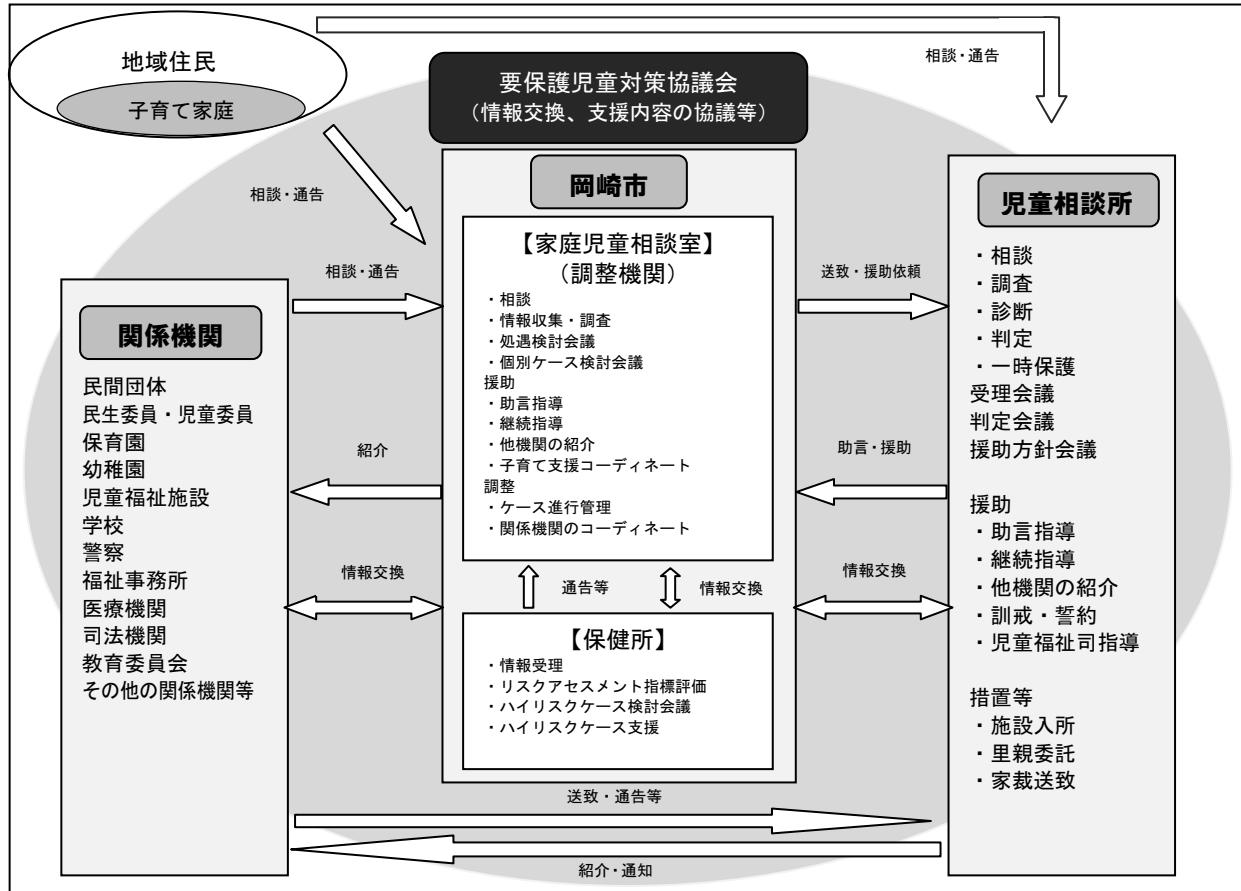
項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
合計	745	724	779	778
養護相談	218	201	229	211
虐待	145	68	82	70
保健相談	1	1	0	0
障がい相談	412	410	425	465
非行相談	20	22	11	20
育成相談	91	80	106	80
その他の相談	3	10	8	2

資料：西三河児童・障害者相談センター（岡崎市該当分のみ抜粋）

## 【今後の方針】

- 虐待防止ネットワークを強化し、関係機関において相互に連携を取り、児童虐待に関する情報の共有と早期発見、早期対応に努めます。
- 迅速かつ適切な対応を図るため、児童相談所、警察、保健所、保育園、幼稚園、家庭児童相談室、民生委員・児童委員、学校、医療機関などの連携強化に努めます。

## ■児童虐待防止に対する取り組み（イメージ図）



## 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
【再掲】乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、育児に関する相談に応じ、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行います。	家庭児童相談室 家庭児童相談室
		乳児・保護者 乳児・保護者
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、保健師などの専門職による養育に関する助言・相談・指導及びヘルパー派遣による家事援助などを実施します。	家庭児童相談室 家庭児童相談室
		児童・保護者 児童・保護者
要保護児童対策協議会の設置	関係機関との連携により、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童などを早期に発見し、適切な支援を行います。	家庭児童相談室 家庭児童相談室
		児童・保護者 児童・保護者

## 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
【再掲】乳児家庭全戸訪問事業の実績（割合）	※1	90%

※1 平成21年4月より実施

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

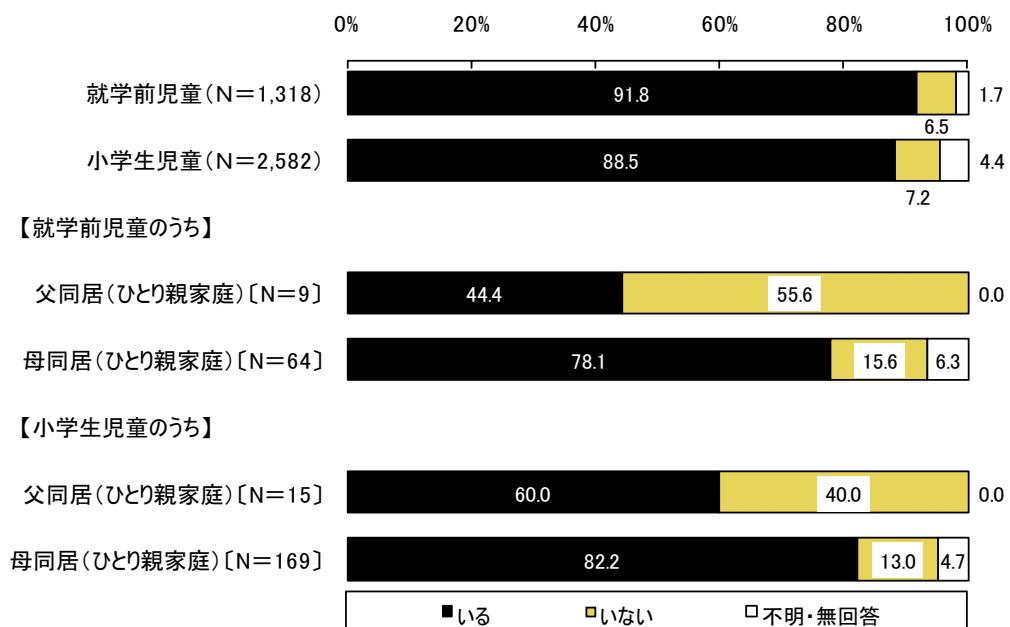
### 【現状と課題】

近年、社会環境や生活環境の多様化、また、個人の価値観の変化などによる離婚件数の増加により、ひとり親家庭が増えています。

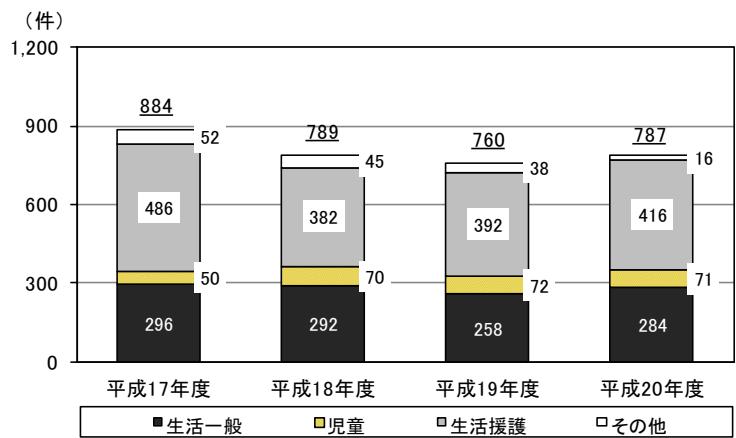
小さな子どもを持つひとり親家庭では、家事・育児をはじめ、生活全般にわたっての負担が大きくなっています。アンケート調査結果においては、子育てなどの困ったことや悩みとして、母子家庭で「経済的に余裕がないこと」が5割弱と、他に比べて高く、特に母子家庭では経済的自立を促すような支援が重要であることがうかがえます。また、子育てに関する悩みの相談相手について、全体ではおよそ9割が「いる」と回答しているものの、就学前児童のいる母子家庭では8割弱、父子家庭では4割強となっており、ひとり親家庭がやや孤立しがちな状況がみられます。

ひとり親家庭に対する支援においては、経済的支援だけでなく、見守り・相談体制を整えるとともに、関係する福祉団体などとも連携を取りながら、様々な側面から取り組む必要があります。子どもの健全な育成を図るため、「母子及び寡婦福祉法」の規定などを踏まえたきめ細かな福祉サービスや、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な対策が求められています。

■子育てに関する悩みの相談相手の有無（平成20年度市民意識調査）



### ■母子等自立支援員相談指導件数の推移



資料：家庭児童相談室

### 【今後の方向性】

- 母子家庭を対象とした医療費助成制度などの充実に努めるとともに母子家庭などに対する修学・住宅・生活資金などの貸付金制度の活用について、広報・周知に努めます。
- ひとり親家庭において、一時的に家事介護などのサービスが必要な場合やひとり親家庭になつて間がないなど、生活環境の激変により日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活の安定を図ります。
- 母子家庭などの子どもが就学・就業する際に必要な費用を貸し付けることによって、児童福祉の向上を図るとともに、職業能力訓練費の一部支給や促進費の支給などの就労支援による自立を促進します。

### 【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
児童扶養手当の支給	両親または父親がいない(父親が重度障がい者を含む)児童を養育しているかたに対し手当を支給します。 平成22年8月分より父子家庭も支給対象となります。	家庭児童相談室 母子家庭の母など
母子家庭等医療費の助成	ひとり親家庭などの父または母と子に、医療費の自己負担分を助成します。	国保年金課 ひとり親家庭の保護者と子
県・市遺児手当の支給	両親または父親もしくは母親がいない児童を養育しているかたに対し手当を支給します。	家庭児童相談室 ひとり親家庭の保護者
母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び寡婦の生活の安定と児童の福祉の増進のため、修学資金・修業資金・生活資金などの各種資金の貸付けを行います。	家庭児童相談室 母子家庭または寡婦
養育費の確保についての啓発・相談事業	養育費の確保についての広報啓発・情報提供・相談を実施します。	家庭児童相談室 ひとり親家庭の保護者

事業名	事業概要	担当課 対象者
相談体制の充実	母子自立支援員が相談・支援を実施します。	家庭児童相談室 ひとり親家庭の 保護者
母子家庭等日常生活支援事業	就職活動など自立や疾病などの社会的な事由に対し、家庭生活支援員を派遣し、一時的な家事・介護などのサービスを提供します。	家庭児童相談室 ひとり親家庭の 保護者
ひとり親家庭生活支援事業	生活支援講習会を開催するとともに、講習内容に係る相談に応じます。	家庭児童相談室 ひとり親家庭の 保護者
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭などの就業を促進するため、就業相談及び就業支援講習会、就業情報の提供などを実施します。	家庭児童相談室 母子家庭の母ま たは寡婦
母子家庭自立支援給付金事業	就業のための教育訓練受講料の一部や高等技能養成訓練中の訓練促進費を支給することにより、就業を促進し、経済的自立を支援します。	家庭児童相談室 母子家庭の母
母子家庭の母の雇用についての啓発	事業者に対し、母子家庭の母の雇用について理解・協力を得るための啓発活動を実施します。	家庭児童相談室 母子家庭の母
市営住宅家賃の軽減	児童扶養手当または県・市遺児手当を受給している母子家庭の市営住宅の家賃を軽減します。	市営住宅課 母子家庭
母子生活支援施設いちょうの家	居所の喪失などにより養育環境に問題がある母子を施設に入所させて保護し、子どもの養育支援や自立に向けた生活、就労支援を行います。	家庭児童相談室 母子家庭の母と 子
他市母子生活支援施設入所委託	主にDV被害を受けた母子を、他市の母子生活支援施設に入所させ、安全かつ健全な養育環境の確保を図るとともに、母親の自立促進のための生活支援や子どもの心のケアを行います。	家庭児童相談室 母子家庭などの 母と子

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成 26 年度）
ひとり親家庭生活支援事業（講習会の開催回数）	8回（H21）	8回
母子家庭等就業・自立支援センター事業（講習会の開催回数）	8回（H20）	8回



### (3) 障がい児施策の充実

---

#### 【現状と課題】

平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」により、従来の身体・知的・精神の3障がいの枠組みでは的確な支援が困難だった発達障がい者に対する支援が明確化されました。

本市では、平成20年度から、岡崎げんき館内で小児神経科・児童精神科・小児科医師、臨床心理士、保健師、社会福祉士、保育士の連携による「子ども発達サポート事業」を開始し、早い段階から療育支援を行うことができる体制づくりを進めています。近年では、精神発達面に遅れやつまずきのある子どもが増加していることから、このような事業を通じ、子どもへの早期支援、保護者の不安の軽減や相談、その後の支援などへつなげていくことが、より一層重要になっています。

また、平成18年6月には「学校教育法」が改正され（平成19年4月施行）、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症を含め、障がいのある子どもも地域の通常の学級で学習することを前提にした上で教育や指導を行う「特別支援教育」へと転換されています。

本市では、平成16年度から庁内の体制づくりに取り組んでおり、現在では、すべての市立小中学校に特別支援教育コーディネーターの配置、校内支援委員会の設置を行い、きめ細かな支援体制を整備しています。

支援の必要な子どもやその保護者に対しては、母子保健事業や保育園・幼稚園・学校などの連携を強化し、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた柔軟な療育・教育を行うことができる体制の整備に努める必要があります。

#### 【今後の方向性】

- 「子ども発達サポート事業」などにより、発達に不安のある子どもへの支援や保護者への相談などを行います。
- 発達障がいの不安のある子どもに対しては、岡崎げんき館、福祉の村や県立第二青い鳥学園・市民病院などの医療福祉との協働で医療・相談・訓練など育児支援を進めます。
- 福祉の村において発達障がい児や気になる子を支援する機能を付加する取り組みを進めます。
- 保育士・教諭の専門性の向上を図り、保育園・幼稚園などにおける障がいのある子どもの受け入れ体制を整備するとともに、他機関との連携のもと、適切な保育の実施に努めます。
- 「障害者自立支援法」に基づく各種施策などを通じ、障がい児やその保護者への適切な支援に努めます。

■障がい児数（手帳所持児童数：18歳未満）の推移

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
身体障がい	316	323	321	328	332
知的障がい	542	571	586	617	633
精神障がい	2	8	10	9	12

資料：障がい福祉課、保健所健康増進課  
精神障がいは20歳未満で算出

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
子ども発達サポート事業	小児科医師・保健師・社会福祉士などが発育・発達・子育てなどに関する相談に応じます。	保健所健康増進課 乳幼児・保護者とその関係者
発達障がい児への療育指導	発達障がい児への療育指導を行います。	市民病院 小学生・中学生
めばえの家	心身の発達に遅れや心配のある子どもに対して、適切な指導及び訓練を行います。	障がい福祉課 幼児・保護者
障がい児サークルの支援	発達の遅れが心配な親子に対して、遊びの提供、育児相談などを支援します。	保育課 乳幼児・保護者
障がい児保育事業	集団保育が可能な軽度の障がい児を保育園で受け入れます。	保育課 保育園児・保護者
心身障がい児施設入所検討連絡会	通所施設あるいは療育機関に通っている心身障がい児の適切な入園先を検討します。	保育課 幼児
特別支援教育推進活動事業	障がいのある子どもの就学前から中学校卒業までを見通した教育支援体制を整え、関係機関との情報・行動連携を図ります。	教育委員会事務局学校指導課 就学前児童・小学生・中学生
そよかぜ相談	障がいのある児童・生徒の就学や学校生活への適応についての相談を行います。	教育委員会事務局学校指導課 就学前児童・小学生・中学生・保護者
就学指導事業	障がいのある児童・生徒の適切な就学先についての審議及び判定を行います。	教育委員会事務局学校指導課 就学前児童・小学生・中学生
若葉学園	知的障がいや発達に遅れのある児童に対し、自立に向けた基本的習慣の指導と自立回復訓練を行います。	障がい福祉課 障がい児
みのりの家	障がい児（者）に対し、宿泊体験を通して日常生活上必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の質的向上を図り、自立回復を促進します。	障がい福祉課 障がい児（者）・保護者
障がい児地域療育等支援事業	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、療育指導・相談などを実施します。	障がい福祉課 障がい児等・保護者

事業名	事業概要	担当課 対象者
障がい福祉サービス	障がい児（者）の状況に対応したホームヘルパー・ティーサービスなどの各種サービスを提供し、障がい児（者）及びその家族への支援を実施します。	障がい福祉課 障がい児（者）
在宅重度障がい者等訪問入浴サービス事業	在宅重度障がい児（者）の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護を行います。	障がい福祉課 障がい児（者）
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい児（者）に対し、外出のための支援を行います。	障がい福祉課 障がい児（者）
日中一時支援事業	日中に監護するかたがいない障がい児（者）の一時的な見守りなどの支援を行います。	障がい福祉課 障がい児（者）
重度心身障がい児の在宅管理指導	重度心身障がい児が自宅で暮らす場合の医療機器などの操作や日常生活の注意点などを指導します。	市民病院 障がい児の保護者
特別児童扶養手当の支給	心身に中度以上の障がいのある在宅の子どもの保護者に手当を支給します。	障がい福祉課 障がい児の保護者
障がい児福祉手当	日常生活に常時特別な介護を必要とする重度障がい児に手当を支給します。	障がい福祉課 障がい児
心身障がい者福祉扶助料	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者に扶助料を支給します。	障がい福祉課 障がい児（者）
児童デイサービス利用者子育て支援助成事業	児童デイサービスの利用者で児童と保護者が同時に通所する場合に、利用者負担額分を助成金として支給します。	障がい福祉課 障がい児の保護者
障がい児就学奨励金	学校教育法に定める特別支援学校に就学している障がい児の保護者に就学奨励金を支給します。	障がい福祉課 障がい児の保護者
身体・知的障がい高校生奨学金・入学準備金	高等学校または特別支援学校高等部に在学する障がい児に奨学金を支給します。また、新たに入学する障がい児には併せて入学準備金を支給します。	障がい福祉課 障がい児（者）
障がい者タクシー料金助成事業	心身障がい児（者）に対し、タクシー料金の一部を助成します。	障がい福祉課 障がい児（者）
住宅改修費助成事業	在宅の身体障がい児（者）の住宅の改修費用の一部を助成します。	障がい福祉課 障がい児（者）
日常生活用具費支給事業	重度障がい児（者）に対し、日常生活に必要な生活用具の購入費用の一部を助成します。	障がい福祉課 障がい児の保護者・障がい者
補装具費支給	身体障がい児（者）の身体機能を補う補装具の交付・修理にかかる費用の一部を助成します。	障がい福祉課 障がい児の保護者・障がい者
心身障がい児（者）医療費の助成	心身障がい児（者）の医療費の自己負担分を助成します。	国保年金課 障がい児（者）
通所サービス利用促進事業	障害者自立支援法による通所サービスを実施する事業所に対し、送迎に要する費用を助成します。	障がい福祉課 事業所

### 【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成 26 年度）
子ども発達サポート事業の連絡調整件数	401 件（H20）	700 件
障がい児保育研修会の参加者数	375 人（H20）	380 人